

資料

資－Ⅰ．計画の策定経過

(Ⅰ) 長洲町都市計画審議会

○長洲町都市計画審議会条例

(平成12年3月24日長洲町条例第8号)

改正 平成16年5月24日条例第5号 平成18年3月20日条例第7号

平成20年3月19日条例第11号 平成24年12月14日条例第20号

長洲町都市計画審議会条例(昭和46年長洲町条例第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営をはかるため、長洲町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
 - (2) 町議会の議員 4人以内
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に、次に掲げる者のうちから町長が任命する委員を加えて組織することができる。
- (1) 県の職員 1人以内
 - (2) 町の住民 2人以内
- 3 第1項第1号及び前項第2号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の長洲町都市計画審議会条例第3条の規定による長洲町都市計画審議会委員である者の任期は、平成12年3月31日までとする。

附 則(平成16年5月24日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月20日条例第7号)抄

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第11号)抄

附 則(平成24年12月14日条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

検討経過

開催日	内容
令和6年1月11日	第1回長洲町都市計画審議会 ・長洲町都市計画マスタープランの素案について
令和6年3月28日	第2回長洲町都市計画審議会 ・長洲町都市計画マスタープラン(案)について ・答申書について

(2) 長洲町都市計画マスタープラン策定委員会

○長洲町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(令和4年4月1日長洲町告示第30号)

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき、長洲町が定める都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、長洲町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランを策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) まちづくり課長
- (4) 建設課長
- (5) 農林水産課長
- (6) 下水道課長
- (7) 水道課長
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 地域住民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱し、又は任命することができる。この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、長洲町都市計画マスタープラン策定部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によって定める。

4 部会長は、会務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

検討経過

開催日	内容
令和4年12月6日	第1回長洲町都市計画マスタープラン策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの概要 ・町民アンケート調査の実施結果 ・基礎データの収集整理（長洲町の現況分析）及び長洲町が抱える課題整理 ・将来都市構造図（案）
令和5年3月16日	第2回長洲町都市計画マスタープラン策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（素案）の検討・作成（将来都市構造図（案）の作成など）
令和5年9月27日	第3回長洲町都市計画マスタープラン策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域別まちづくりワークショップの結果 ・地域別構想（素案）の検討・作成（地域づくりの目標、方針の作成など）
令和5年12月19日	第4回長洲町都市計画マスタープラン策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・実現化方策の検討・作成（計画の実現化に向けた取り組み、ロードマップの作成など） ・長洲町都市計画マスタープラン（素案）の策定
令和6年2月27日	第5回長洲町都市計画マスタープラン策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント及び住民説明会の実施結果 ・長洲町都市計画マスタープラン（案）の承認について

資-2. 町民意向

(1) アンケート調査

- 計画策定にあたり、町民のまちづくりに対する意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

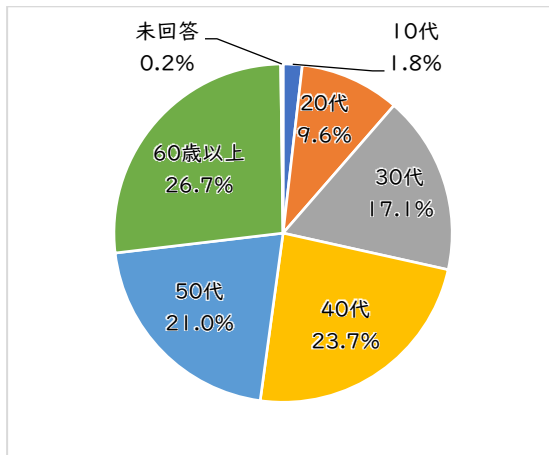
実施概要

実施目的	住民意向を把握するための基礎資料として活用することを目的に実施
調査対象	無作為抽出した18歳以上の長洲町民1,500人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年7月20日～9月26日
回収結果	回収数439件(回収率29.3%)

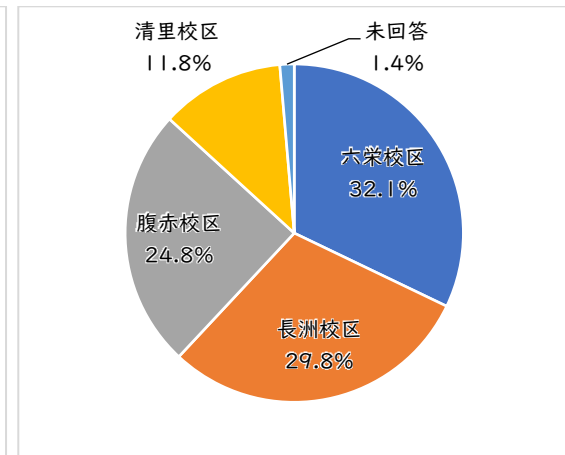
集計結果

《回答者属性》

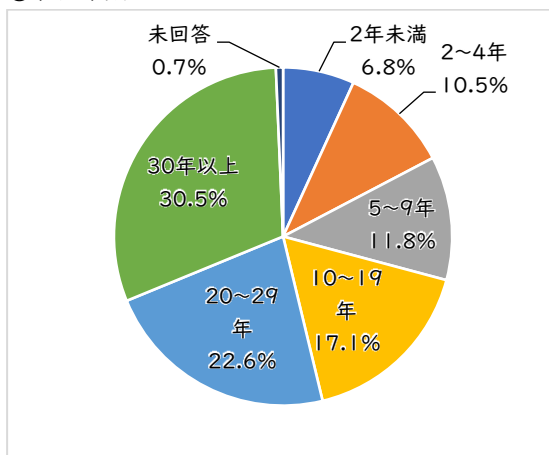
①年齢



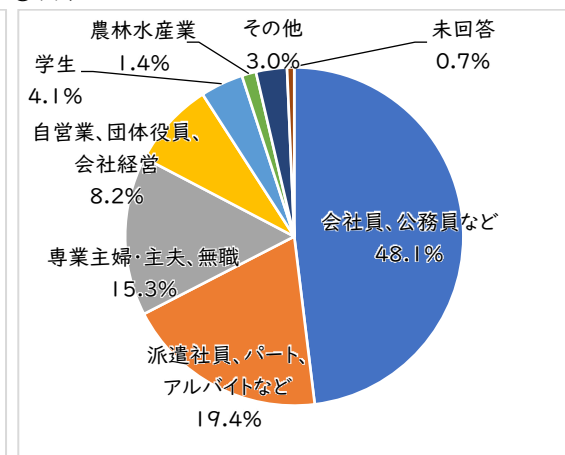
②居住地区



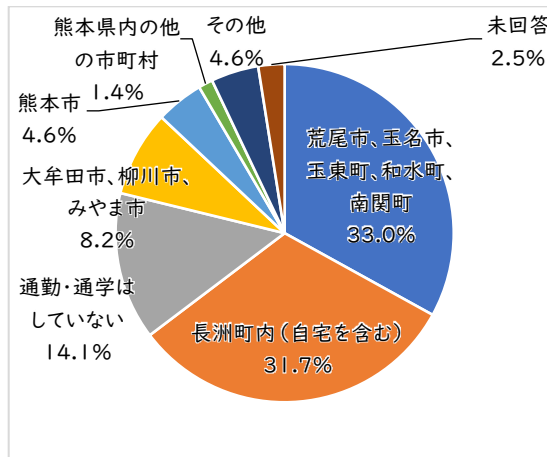
③居住年数



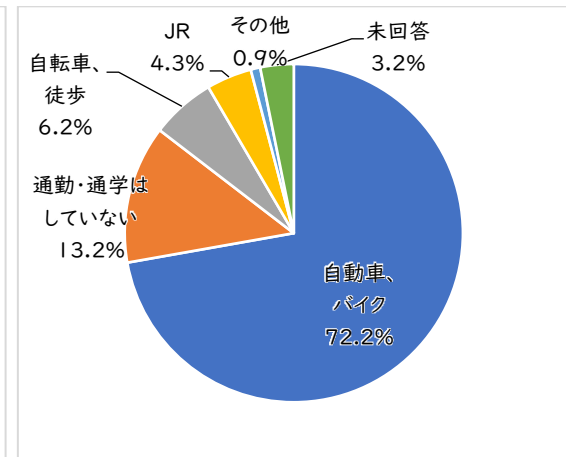
④職業



⑤通勤・通学地

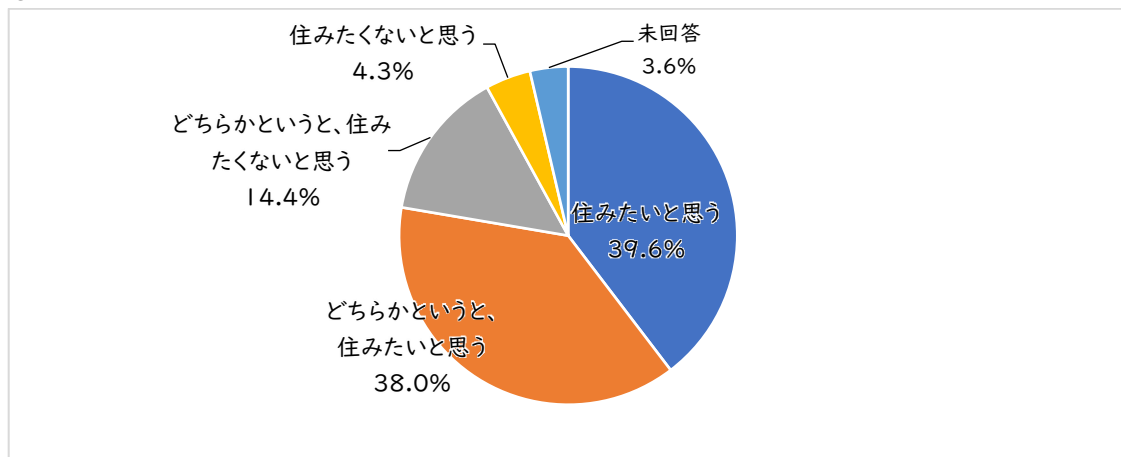


⑥通勤・通学の交通手段

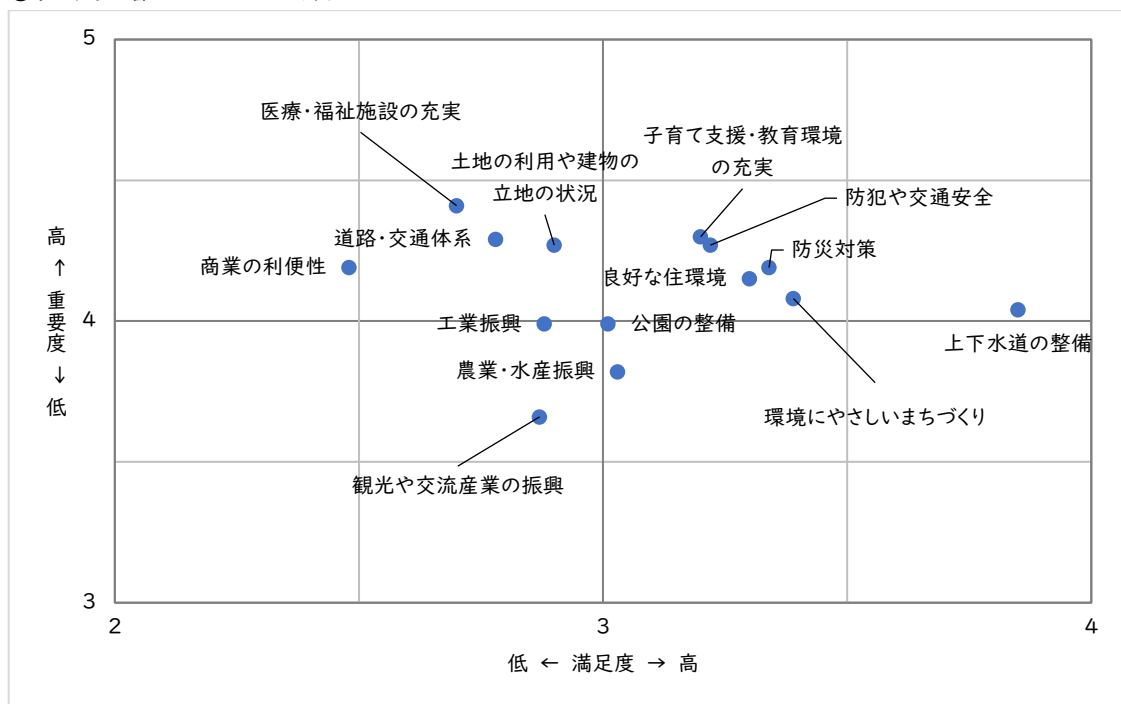


《暮らしやまちの将来像について》

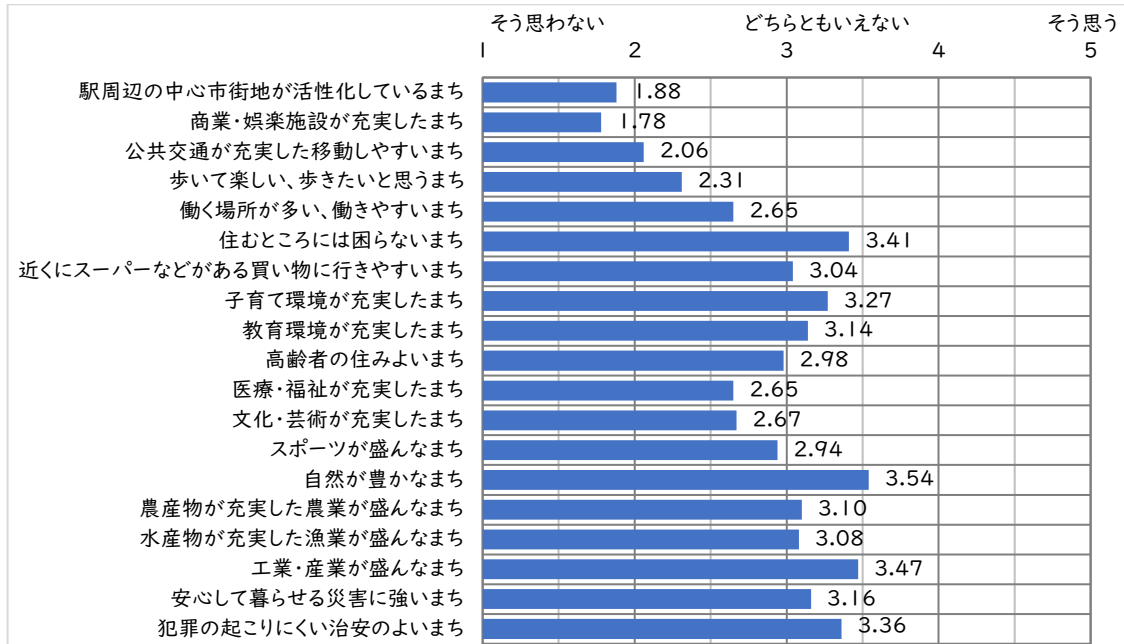
⑦今後の居住意向



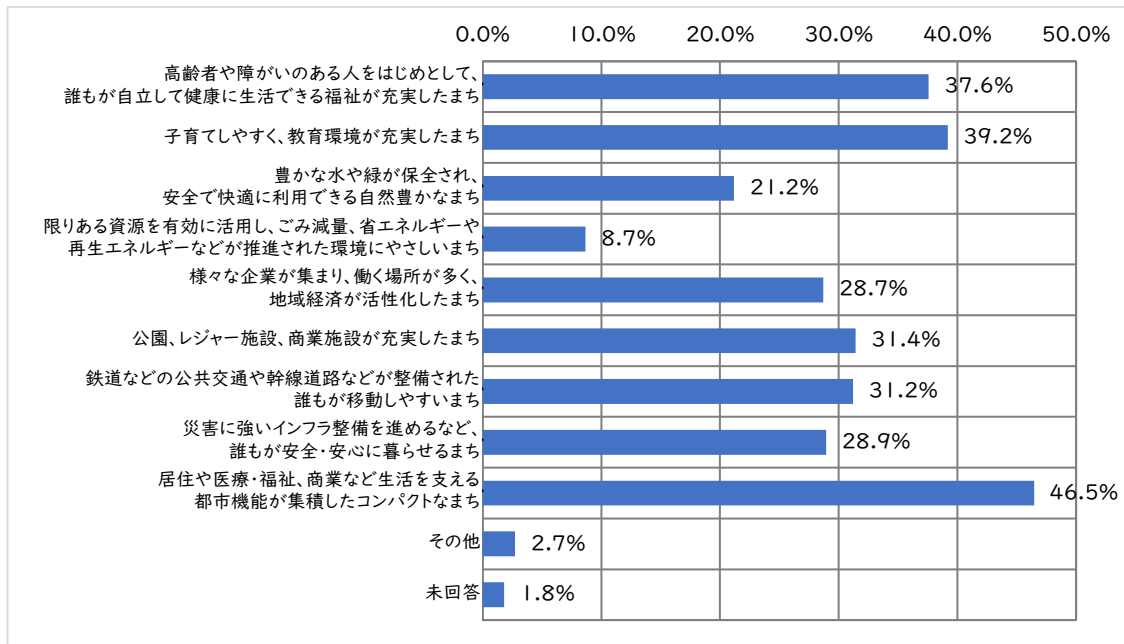
⑧長洲町の暮らしについての評価



⑨長洲町のイメージ



⑩将来像(20年後)として望ましいイメージ(3つ以内で選択)



⑩の上位3項目を選択した理由(抜粋)

選択項目	居住や医療・福祉、商業など生活を支える都市機能が集積したコンパクトなまち
選択理由	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科が少ない。耳鼻科や眼科も必要 ・玉名市、荒尾市に比べて病院が少ない。 ・高齢者の入居できる介護施設が多くなってほしい。 ・集約することで観光客の快適な移動が可能になる。 ・居住者にとって利便性が高くなる。 ・総合病院を誘致してほしい。 ・マンションがない。 ・高齢者の独り暮らしが不安 ・近くに商店がなく町内の商業施設を増やしてほしい。 ・隣の市に買い物や通院などしている。近くにあれば便利だと思う。 ・高齢になると生活に必要な医療や福祉、商業が近くにないと大変

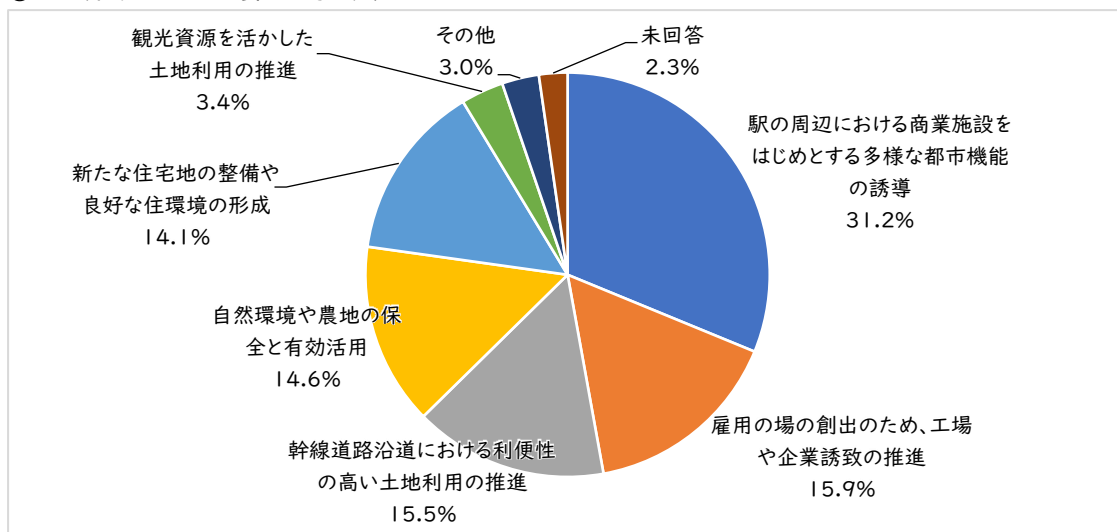
	<ul style="list-style-type: none"> ・20年後は世の中が今より高齢社会になっているので、老人が徒歩で生活できるようなコンパクトなまちづくりが必要 ・町全体では、ある程度の都市機能が保たれていると思うが、地域的にみると偏っているように感じる。(六栄地区には商業施設が少なく、移動が困難な人は不便) ・5年後、10年後に病院の数が減るのではないかと心配している。病院が減らないようにしてほしい。 ・清里小学校区に病院が少ない。 ・集約することで賑わいが感じられる。住居もその近くに整備するべき。 ・高波が心配 ・老朽化した施設を廃止し、ダウンサイジングした効率的な運営を目指すことが重要 ・コンパクト化することで、都市機能と自然(田舎)のいいところをアピールできる。
--	--

選択項目	子育てしやすく、教育環境が充実したまち
選択理由	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費を無料にしてほしい。 ・自分に将来子どもができたときに安心して子育てがしたい。 ・子育てや教育環境が充実すると若い人たちの人口が増え、町が活性化する。 ・若い世代が定住するには、子育てのサポートが必要 ・若者が町を変えていくから。 ・子ども医療施設の充実。塾や習い事がしやすい施設の充実 ・共働き世帯にとって保育や教育環境の充実は特に重要 ・子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境整備が必要。教育は子どもの個性を伸ばす教育に力を入れてほしい。 ・中学校が統廃合されるので、安全面を考慮し、通学路を整備してほしい。 ・小学校の統廃合。高校までの医療費無料を実現してほしい。 ・若者が流出しないような企業を誘致し活性化を図る。 ・小児科が少ない。子ども用品を買う店がない。 ・公園の整備

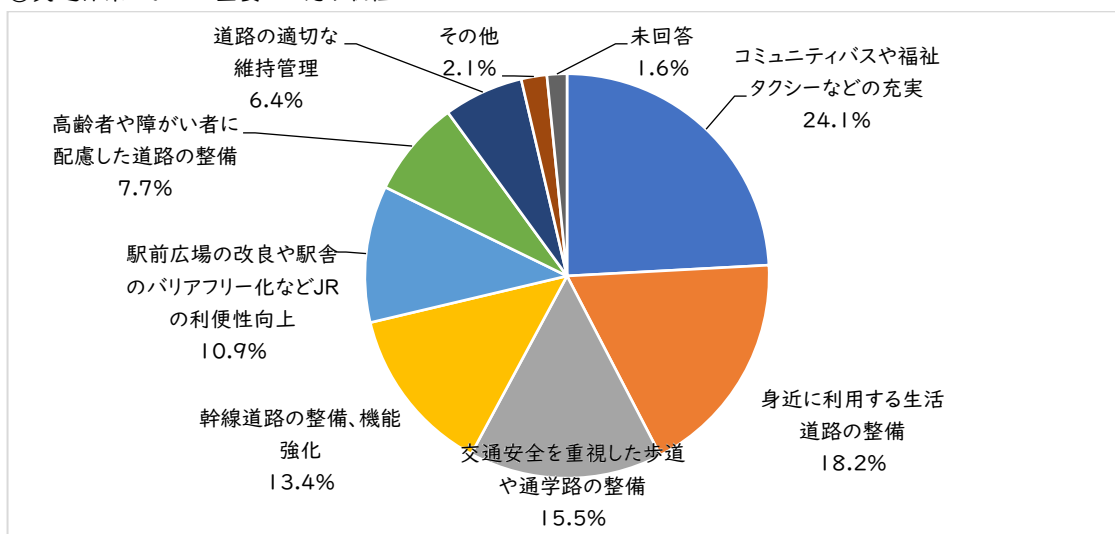
選択項目	高齢者や障がいのある人をはじめとして、誰もが自立して健康に生活できる福祉が充実したまち
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・年々高齢の単身世帯が増えるから。 ・高齢者がいつまでも自由に買い物ができるように交通を何とかしてほしい。 ・老後や障害者の雇用等に不安を感じる。 ・町内の医療機関をもっと増やしたり、送迎車などの支援をして、町内で満足できるよう医療を充実してほしい。 ・高齢者が安心して生活できる福祉施設を増やしてほしい。 ・高齢者が一人でも移動できるようになってほしい。(バリアフリーの場をもっと多く)

《まちづくりの取り組みについて》

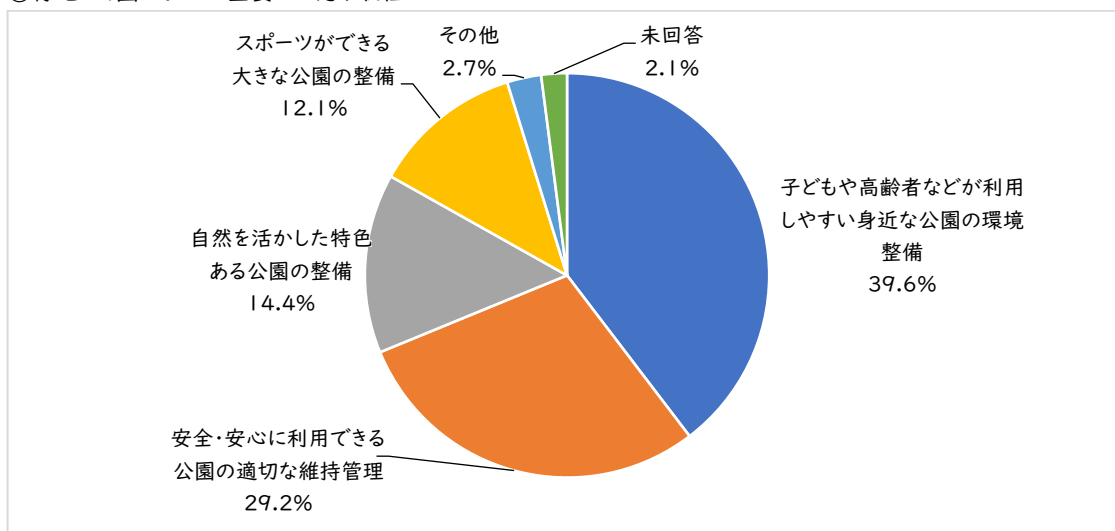
⑪土地利用において重要だと思う取組



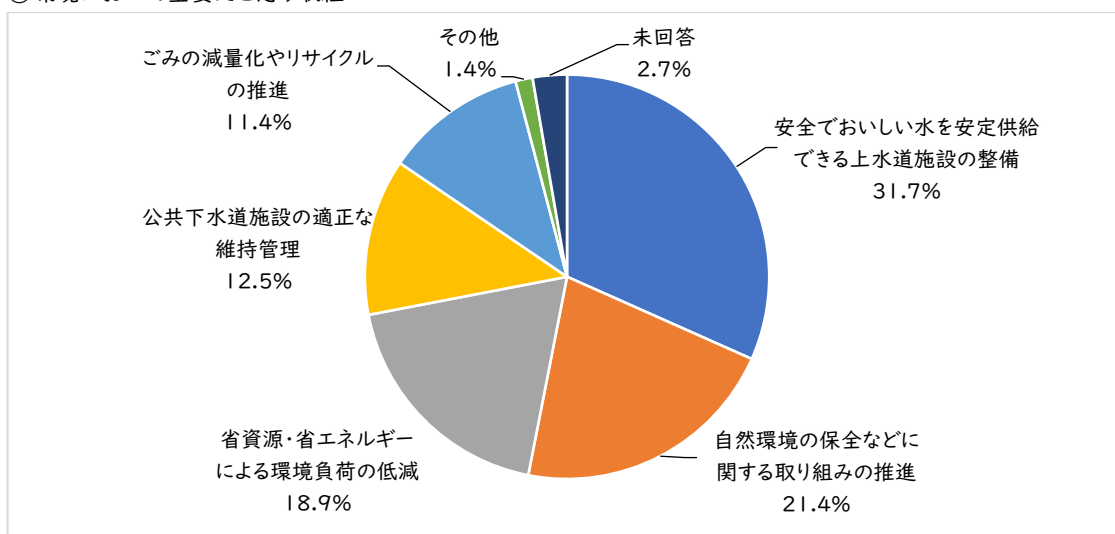
②交通体系において重要だと思う取組



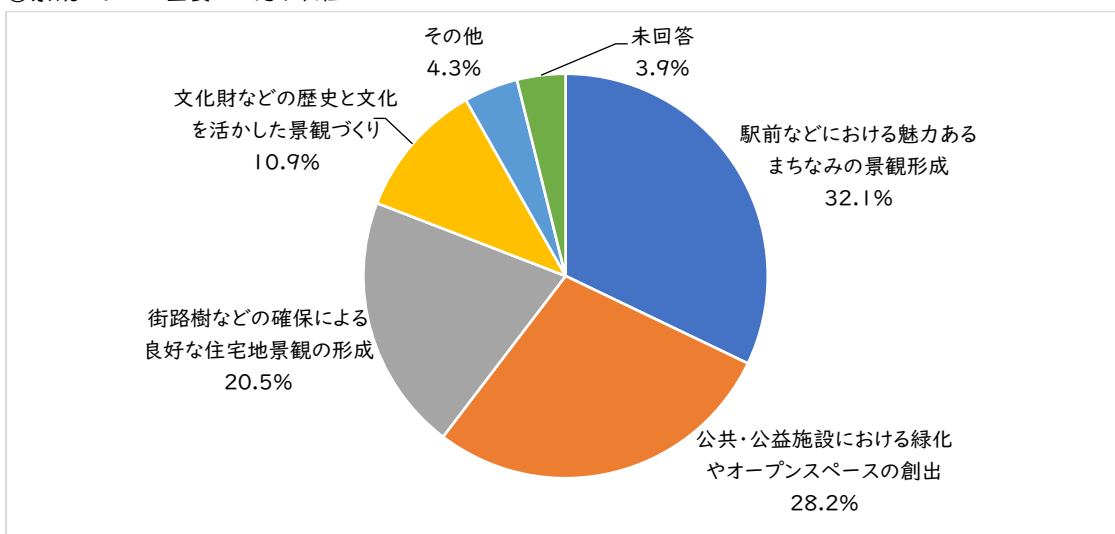
③緑地・公園において重要だと思う取組



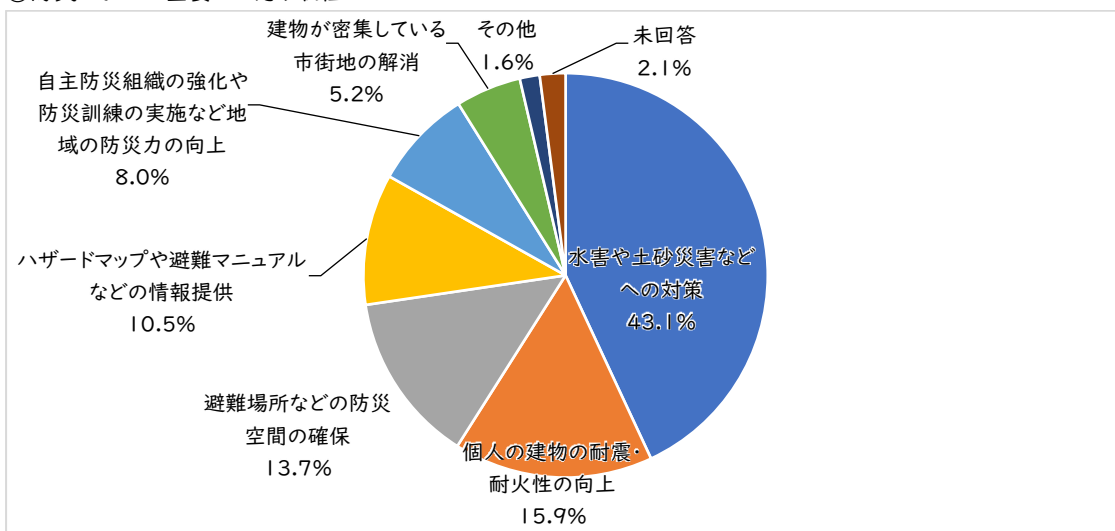
④環境において重要だと思う取組



⑮ 景観において重要だと思う取組

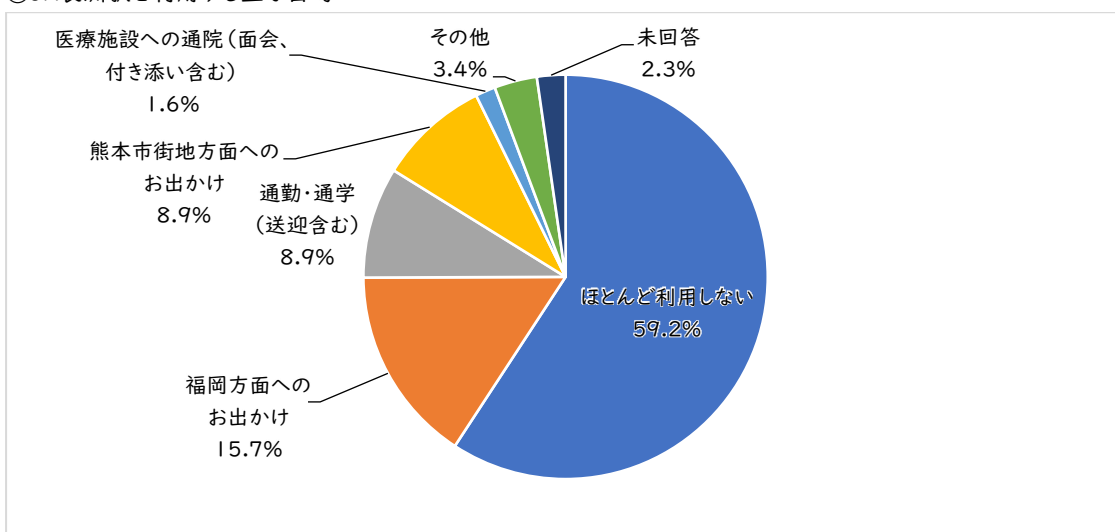


⑯ 防災において重要だと思う取組

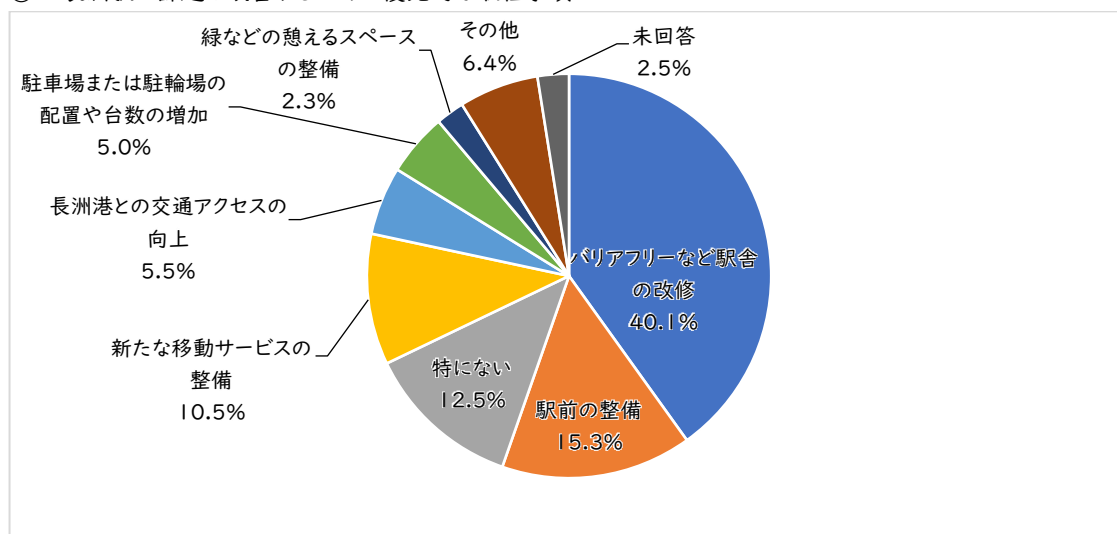


《JR長洲駅周辺のまちづくりについて》

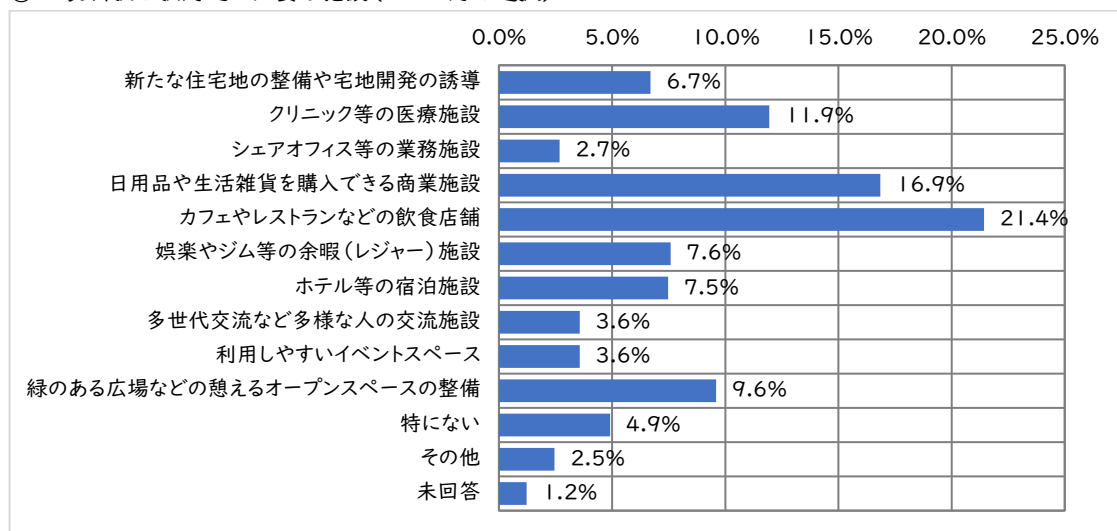
⑰ JR長洲駅を利用する主な目的



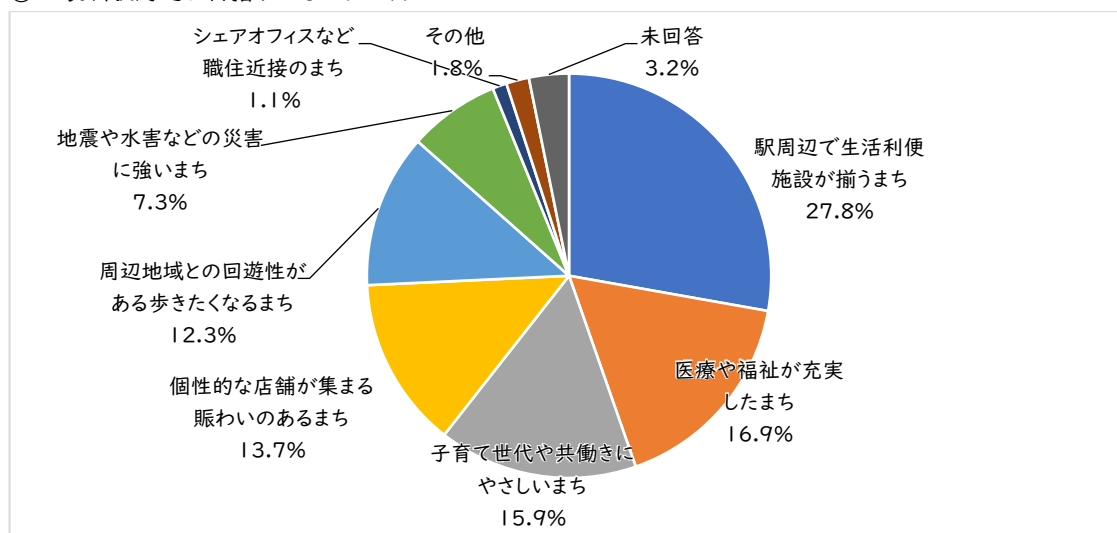
⑱JR長洲駅の課題を改善するための優先的な取組事項



⑲JR長洲駅や駅周辺に必要な施設(3つ以内で選択)



⑳JR長洲駅周辺が目指すべきまちづくり



《まちづくりに関する意見(抜粋)》

②住んでいる地域に関して

- ・防犯、防災対策を強化してほしい。
- ・側溝等の排水設備が不十分で雨水が溜まりやすい。快適な生活環境で生活できるようにインフラを整備してほしい。
- ・昔ながらの狭路が多く、歩道等のインフラ整備が必要
- ・もっと駅を中心に施設や企業を誘致し、人が増え、活気ある地域になってほしい。
- ・歩いて行ける範囲で生活に必要な物が全て揃う商業施設がほしい。
- ・空き家が多いので、空き家対策を強化してほしい。
- ・身近な公園の環境整備を強化してほしい。
- ・子どもたちが安心して歩ける通学路にしてほしい。
- ・駅にエレベーターをつけてほしい。(ベビーカーで大変だった)
- ・地区内での活動が割と活発で、美化作業や神社の祭りの運営なども老人会や婦人会、子ども会などで連携していると思う。
- ・飲食店が少ない。宿泊施設が営業終了したため、代わりとなる施設が必要。フェリー乗り場周辺も店舗等が増えてほしい。

②長洲町全体に関して

- ・有明海沿岸道路の整備を進めてほしい。
- ・駅近の医療、買い物施設を作してほしい。複合施設があると便利に感じる。道路整備も必要
- ・中学校の統廃合によって、子どもの通学距離が延びたり、自転車での通学による交通事故等が考えられるので、子どもたちが安心して、学んだり、遊んだりできる教育環境を整備してほしい。
- ・高齢化が進み、空き家などが多く見られるため、空き家対策を強化してほしい。
- ・長洲駅を中心とした商業施設、企業の誘地を進め、若い人が訪れたいと思える町にしてほしい。
- ・公共施設、福祉、教育に力を入れてほしい。
- ・長洲駅のバリアフリー化
- ・熊本市内から友人が金魚と鯉の郷広場を目当てに来ることがあるので、子育て世帯がまた訪れたい、一日過ごせるような公園や周辺の整備をすると町が賑わうと思う。
- ・交通手段の充実
- ・娯楽、レジャー施設が少なく、若い人が来訪するところがない。
- ・様々な申請手続きをWEBでできるようにしてほしい。
- ・長洲駅周辺の医療や商業施設を充実してほしい。
- ・統合される中学校跡地を道の駅やホテルなどとして活用してはどうか。
- ・高齢者の受け入れ施設や老人介護施設等を充実させてほしい。
- ・腹赤、六栄小学校区に学習スペースのある建物を作してほしい。
- ・荒尾市、玉名市との中間位置にあることを意識し、全てを町内で賑わおうとするのではなく、補い合う関係性を深めることが必要
- ・周辺の地域に比べ、災害が少ない印象がある。
- ・フェリー乗り場の再開発。
- ・田畑を減らして住宅、商業施設を増やしてほしい。

(2) 地域別まちづくりワークショップ

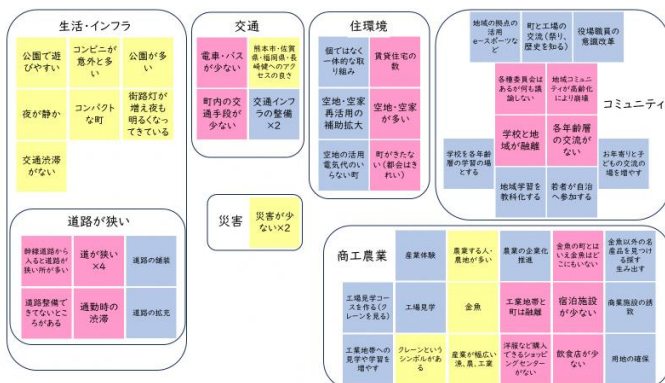
- 計画策定にあたり、町民と一緒に将来の長洲町について考え、意見を反映した計画としていくため、ワークショップを開催しました。

開催概要

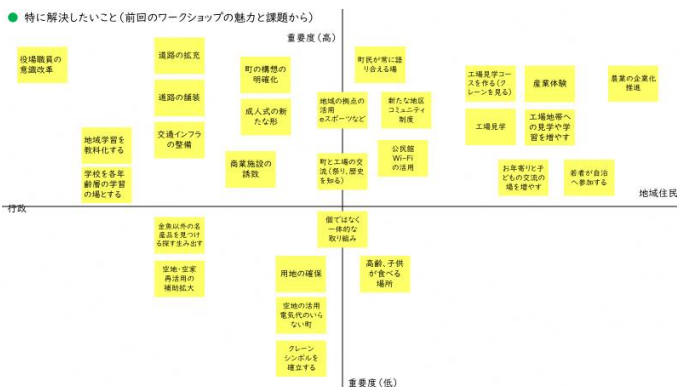
開催目的	町民ニーズの把握、地域別のまちづくり将来像の検討を目的に開催
開催日時・場所	第1回 開催日：令和5年6月21日、22日 会場：ながす未来館（長洲・清里小学校区） 腹栄中学校（腹赤・六栄小学校区）
	第2回 開催日：令和5年7月12日、13日 会場：中央公民館（長洲・清里小学校区） 腹栄中学校（腹赤・六栄小学校区）
参加者	延べ51名
意見交換の内容	第1回：地域の魅力と課題、魅力向上と課題解決について考える 第2回：地域が目指すまちづくり像について考える

意見概要

「腹赤小学校区」
地域の魅力と課題



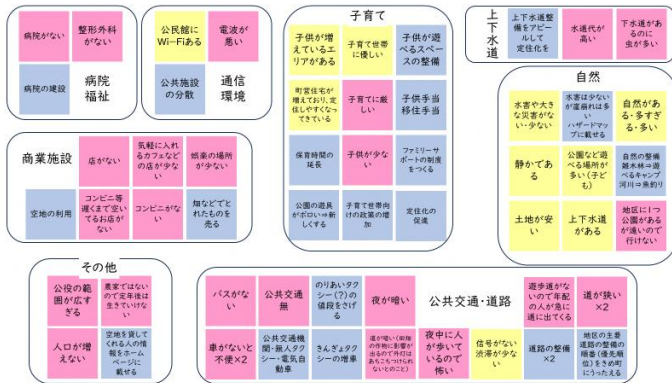
特に解決したいこと



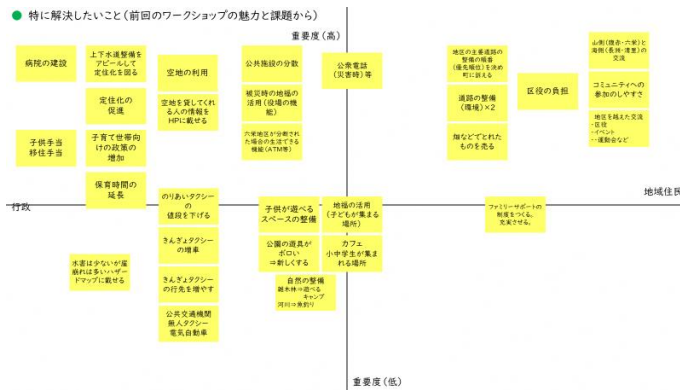
キャッチフレーズ

**コミュニティの持続！
垣根をこえた語り合い交流**

《六栄小学校区》
地域の魅力と課題



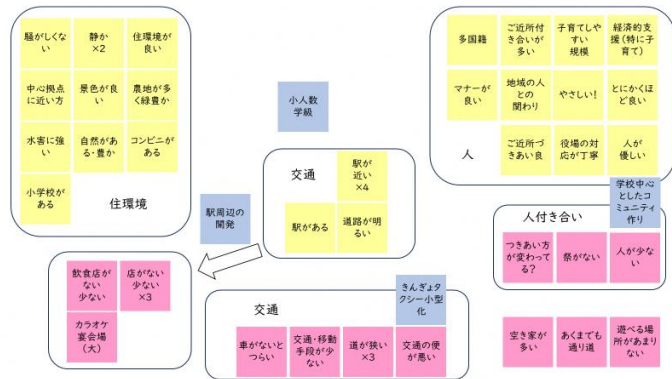
特に解決したいこと



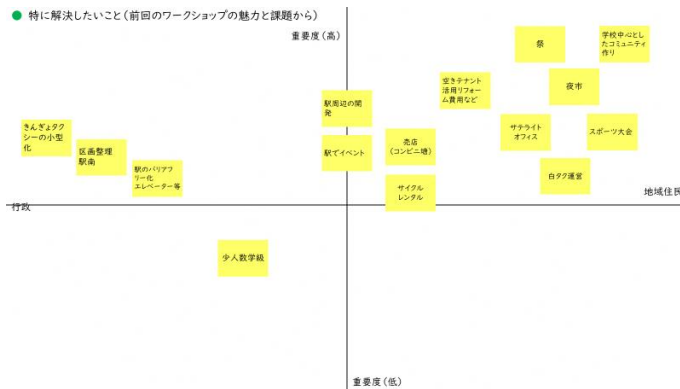
キャッチフレーズ

快適な生活豊かな自然地域
交流で育むつながり

《清里小学校区》
地域の魅力と課題



特に解決したいこと



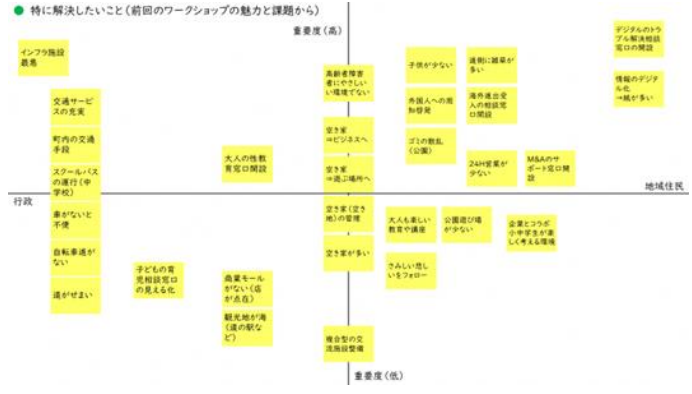
キャッチフレーズ

にぎわい ふれあい
きょうどあい

《長洲小学校区》
地域の魅力と課題



特に解決したいこと



キャッチフレーズ

**つながる町
ハウレンソウが育つ町**

(3) 住民説明会

- 計画策定にあたり、広く町民等からの意見等を求めるため、住民説明会を開催しました。

開催概要

開催目的	計画素案に対する意見聴取を目的に開催	
開催日時・場所	【住民説明会】 開催日時：令和6年1月31日（水） 19:00～20:00 会場：長洲町中央公民館 集会室	【JR長洲駅周辺のまちづくりに向けた住民説明会】 開催日時：令和6年2月2日（金） 19:00～20:00 会場：清里小学校体育館 ふれあいルーム
参加者	14名	17名
説明会の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・長洲町都市計画マスタープラン（素案）について、町の現況や町民アンケート、地域別まちづくりワークショップの結果等の説明 ・町が目指す将来都市像の骨格構造を示した「将来都市構造図（案）」、「全体構想」及び「地域別構想（地域別整備方針）」の概要など本計画に掲げた都市整備の方向性及び分野ごとの取組方針等について説明 	

意見概要

《説明会の主な意見》

- ・長洲町は災害が少ない。有明海に沈む夕日や海苔竹、造船のクレーンは、他の市町にはない魅力なので、もっとPRしてほしい。
- ・姉妹都市（災害協定）の締結について
- ・過去に雲仙岳・眉山大崩壊による津波が発生した歴史がある。津波等の災害対策を意識したまちづくりを進めてほしい。
- ・長洲中学校の位置、小学校の統合について
- ・長洲駅周辺に病院や買い物施設がないので、長洲駅周辺をもっと発展させてほしい。
- ・災害対策をしっかりと行ってほしい。

《参加した感想（アンケートより抜粋）》

- ・大きな道路が整備されるのは、たいへん良いことだと思う。
- ・都市づくりの目標、将来都市構造が理解できた。
- ・住民一人一人が町の方針と一体となって取り組みたいと思います。
- ・あせらずゆっくりまちづくりを推進してほしい。
- ・説明会をこれからも実施してほしい。

資－3. 用語の解説

ア行

インフラ

インフラストラクチャーの略。都市の存続・発展の根幹をなす施設であり、電気やガス、水道、道路、公共交通機関などを指す。

オープンスペース

宅地内において建築物が建てられていない空間や、広場や公園、街路、河川などの公共の空き地のこと。

カ行

開発行為

主として、建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」のこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口（高齢人口）が総人口に占める割合のこと。

国勢調査

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に一度実施する統計調査のこと。

サ行

集約型都市構造

市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通機関優先の都市づくり、中心市街地の再構築に加え、低炭素社会を実現するエコ・コンパクトな都市づくりという考え方にに基づき、都市機能が集約する都市構造のこと。

タ行

地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会のこと。

地域地区

都市計画法第8条で定める地域及び地区のこと。利用目的ごとに地域地区が指定されており、用途制限等の建築制限が定められている。

低未利用地

居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地。具体的には、空き地（駐車場や資材置場等の利用の程度が著しく劣っている土地を含む。ただし、立体駐車場等は空き地には含まない。）及び空き家・空き店舗等の存する土地。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のこと。

特別用途地区

用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護などの、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区のこと。

都市機能

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など都市での生活を支えるサービスを提供する機能のこと。

都市計画基礎調査

都市計画法で定められた定期調査で、地方自治体が概ね5年ごとに行うこととされるもの。都市化の動向に応じた都市計画の見直し等を図るために行われるもの。

都市計画区域

まちの中心市街地から郊外の農地や山林のある地域に至るまで、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要がある区域を都市計画法に基づき都道府県知事が指定するもの。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県が市町村の枠を超えた広域的見地から、都市の将来の目標を設定し、それを実現するための基本的な方針を定めるもの。

都市計画道路

都市交通の最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした、都市計画に関する基本法。

都市公園

近隣公園、地区公園、総合公園など、比較的大きな身近な公園から、市民全般を対象とするような都市の基幹的公園を指す。

都市施設

都市の諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを作る施設で、都市計画に定めることができるもの。都市計画法第11条第1項において、道路・鉄道・駐車場などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上水道・下水道・ごみ焼却場などの供給・処理施設など11種類が規定されている。

ナ行**農業振興地域**

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興が必要であるとされる地域。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置などを講ずることで、農用地区域からの除外や農地転用の許可等について配慮されるなどの企業誘致関連の特例法。

農地転用

農地を農地以外の目的に転用することをいう。

農用地区域

農業振興地域のうち、農地等として利用されるべき土地として定められた区域。農業関係公共投資の対象となるほか、農業目的以外の土地利用は、農用地区域以外に替わるべき土地がないなど、一定の要件を満たして農用地区域から除外した土地でない限り行うことができない。

ハ行**パブリックコメント**

広く一般市民に対して、広報誌やホームページなどの媒体を通じて、政策のあり方、政策案に対する意見を受け付ける機会を確保し、受け付けた意見を考慮して政策案の修正などを含め政策の検討を行うという、一連の政策立案上の手続きを意味する。

バリアフリー

バリアは障壁・障害の意味であり、高齢者、身体障がい者などが社会生活を営む上で、支障がないように施設を設計すること。また、そのように設計されたもの。公共空間では、段差のない歩道や駅のエレベーター設置などがバリアフリー施設となる。

ヤ行**優良田園住宅制度**

周辺の自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境の形成が見込まれる住宅を「優良田園住宅」として認定する制度。

用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種高さについて制限を行う制度。

ラ行**立地適正化計画**

都市全体の観点から作成する居住や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。（都市再生特別措置法第81条第1項に基づく計画）居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

ワ行**ワークショップ**

誰もが自由に意見が言いやすいように工夫された形式張らない会議の一種で、創造行為と合意形成に焦点をおいている。住民参加の手法としてよく使われている。

